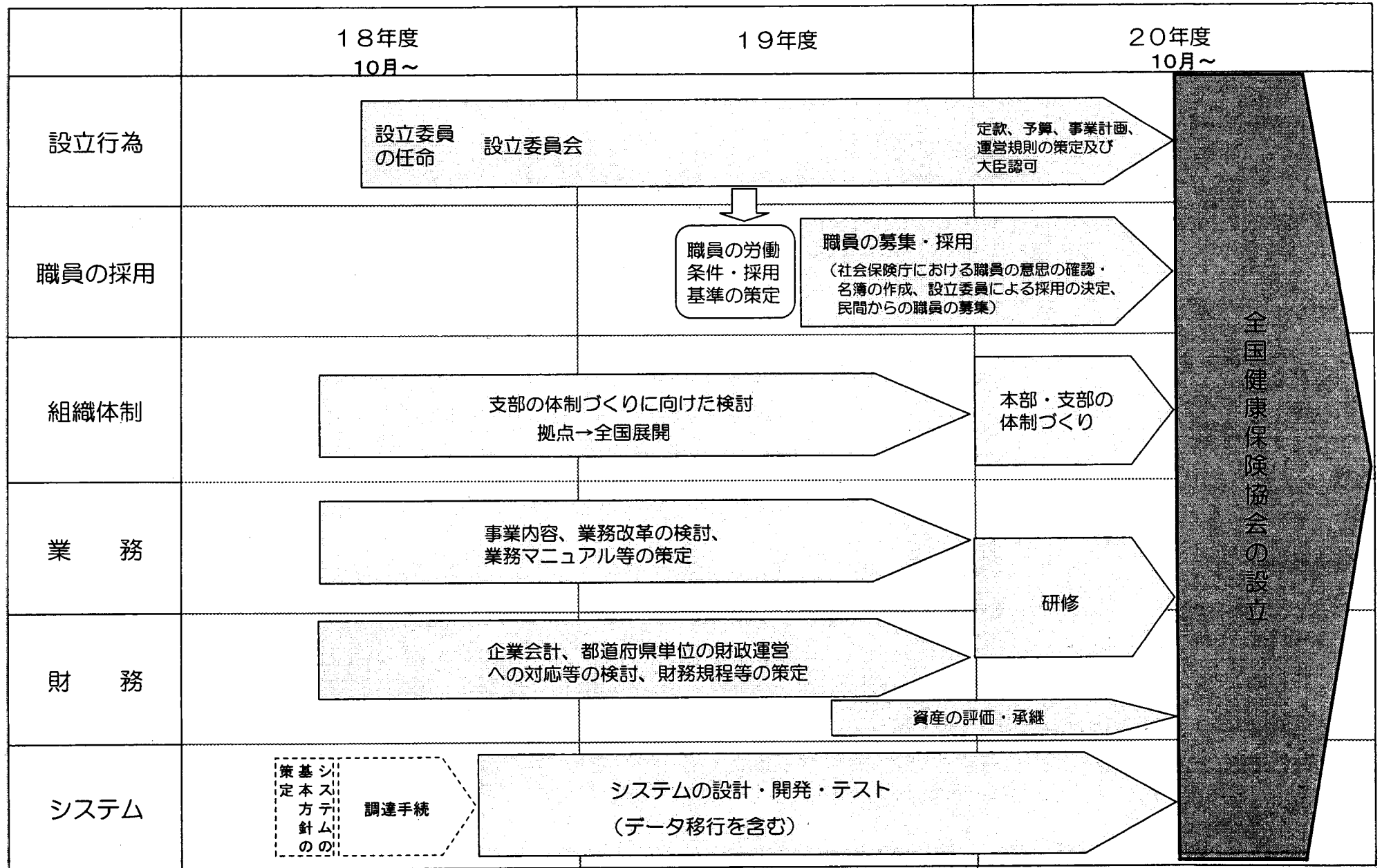


健康保険法等の一部改正に
伴う施行準備に関する説明会
資料

平成18年7月11日
社会保険庁運営部医療保険課

政管健保の公法人化に向けて
～支部の体制づくりに向けた検討～

全国健康保険協会の設立に向けてのスケジュールのイメージ



全国健康保険協会の業務について

協会の業務については、公法人化のメリットを活かした取組みを推進

協会の業務

保険運営全般に関する業務

- 保険運営の企画・立案、予算・事業計画の策定、財務・人事管理
- 保険料率の決定
- 運営委員会や支部評議会の運営 等

保険給付関連業務

- 医療費の支払い
- レセプト点検調査
- 現金給付業務
- 任意継続被保険者に係る業務、被保険者証に関する業務 等

保健・福祉関連業務

- 保健事業(健診、保健師による事後指導等)
- 福祉事業(高額医療費等貸付事業、被保険者への情報提供等) 等

公法人化のメリット

自主的・自律的な保険運営

被保険者等の意見を反映した自主的・自律的な保険運営の推進、被保険者サービスの充実

業務の合理化・効率化

予算や定員等の関係規程の制約の縮小、弾力的な人事システムや給与体系の導入、企業会計原則の導入、機動的・弾力的な事業展開

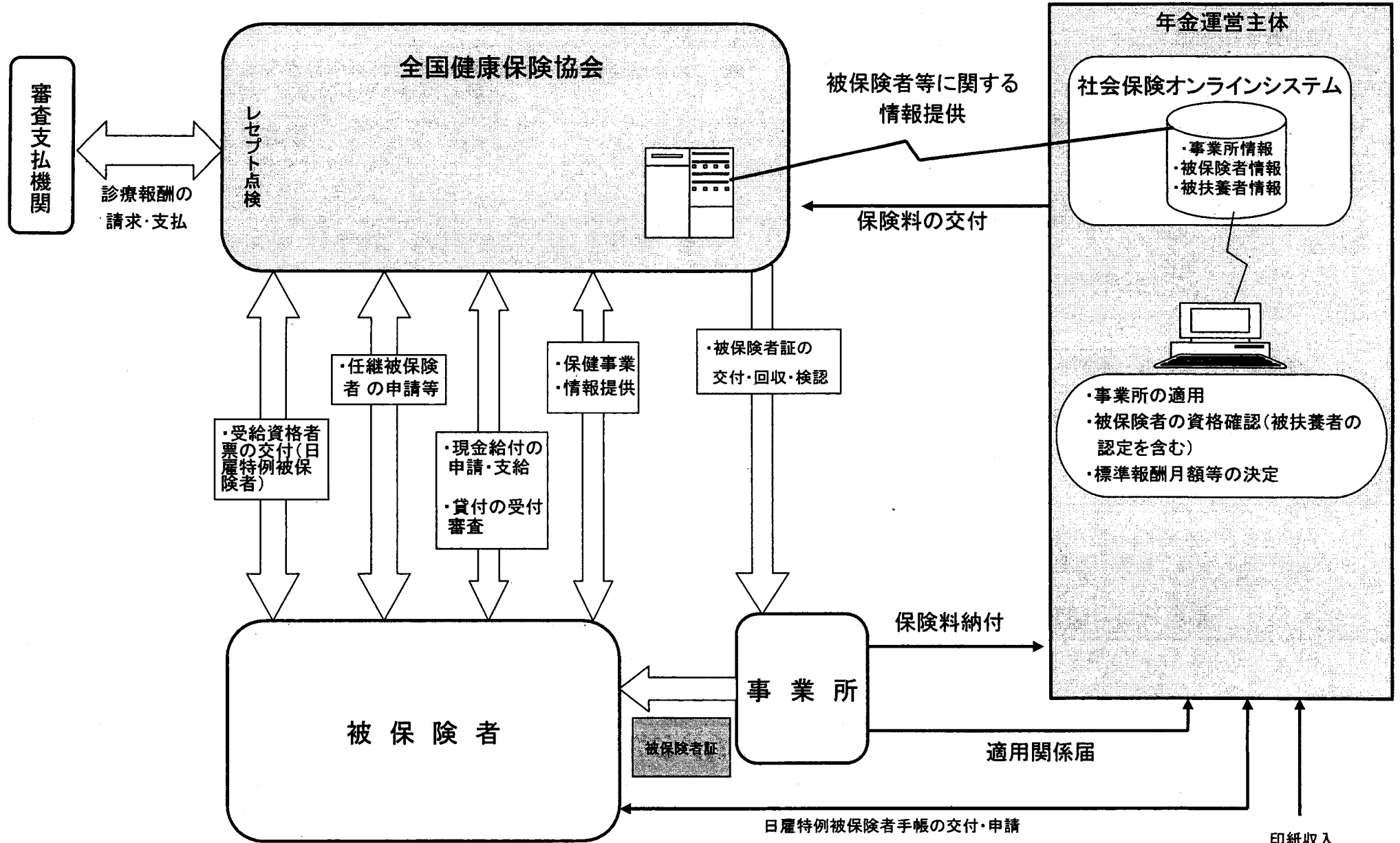
システム運用経費の削減

社会保険オンラインシステムから独立した拡張性や費用対効果に優れたシステムの構築

地域の実情を踏まえた保健事業の展開

地域の実情に応じた創意工夫を活かした取組の推進、保健事業の事業量を地域で主体的に決定、各都道府県における保険者間の連携強化

政管健保公法人と年金運営主体の業務について



(注)被保険者証の交付、被扶養者の認定の事務については、今後、政省令で定める方向で検討

(日雇特例被保険者)

○健康保険法関係条文（抄）

（保険者）

第四条 健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする。

（全国健康保険協会管掌健康保険）

第五条 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。次節、第五十一条の二、第六十三条第三項第二号、第一百五十一条第一項、第一百七十二条第三号、第十章及び第十一章を除き、以下本則において同じ。）の保険を管掌する。

2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

（情報の提供等）

第五十一条の二 社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

（保険料等の交付）

第一百五十五条の二 政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁長官が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の規定による納付金に相当する額から社会保険庁長官が行う健康保険事業の事務金の執行に要する費用に相当する額（第五十一条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

（社会保険庁長官と協会の連携）

第九十九条の二 社会保険庁長官及び協会は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

政管健保の公法人化を見据えたモデル事業について（案）

I. 趣旨

各都道府県においては、平成20年10月の政管健保の公法人化を見据えて、健康保険事業を実施していく必要があり、本年度は全国モデルとなる取組みの推進を図るものとする。

II. モデル事業の内容

1. 健康保険事業に関する懇談会の開催

政府管掌健康保険の健康保険事業について、広く地域の方々に情報提供を行い、理解を深めていただくとともに、被保険者等のご意見を聴き、地域の実情を踏まえた事業を推進するため、被保険者等から構成される懇談会を開催。

2. 健康保険委員の委嘱

健康保険について、各種広報、各種事業の推進、モニターなど、事業に協力する被保険者を健康保険委員（健康保険サポーター）として委嘱。

3. 健診等保健事業

（1）健診受診率等向上のための事業等

- ・ 健診未受診事業所に対する受診勧奨
- ・ 健診実施機関の少ない地域における健診車を使った健診の推進
- ・ 市町村と連携した被扶養配偶者に対する受診勧奨
- ・ 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の実施状況の把握
- ・ 老人保健法に基づく、基本健康診査における被扶養配偶者の受診状況の把握 等

(2) 情報提供事業

- ・地域の健康に関する情報や政管健保の各種事業に関する情報ペーパーの作成配布 等

(3) 保険者協議会・地域職域連携協議会との意見交換

- ・他保険者、事業主等との健診データの交換、事後指導の委託等に関する意見交換

(4) 事後指導の充実強化にむけての事業

- ・社会保険健康事業財団支部と連携した事後指導の充実 等

4. その他

モデル事業の実施に当たっては、関係団体等との調整が必要なことも踏まえて、事務局において十分な体制をとること。

Ⅲ. モデル事業の実施予定事務局

- ・ 秋田
- ・ 福島
- ・ 三重
- ・ 愛媛
- ・ 福岡

その他の制度改革事項等関係資料

【制度改正事項等】

1 平成 18 年 10 月施行分

- ・ 現役並み所得を有する 70 歳以上の者の療養の給付に係る一部負担金割合の変更

- ・ 出産育児一時金の受取代理（都道府県会議説明資料 4 頁参照）

2 平成 19 年 4 月施行分

- ・ 高額療養費の現物給付化（都道府県会議説明資料 8 頁参照）

【その他】

- 1 未適用事業所の適用促進の取組

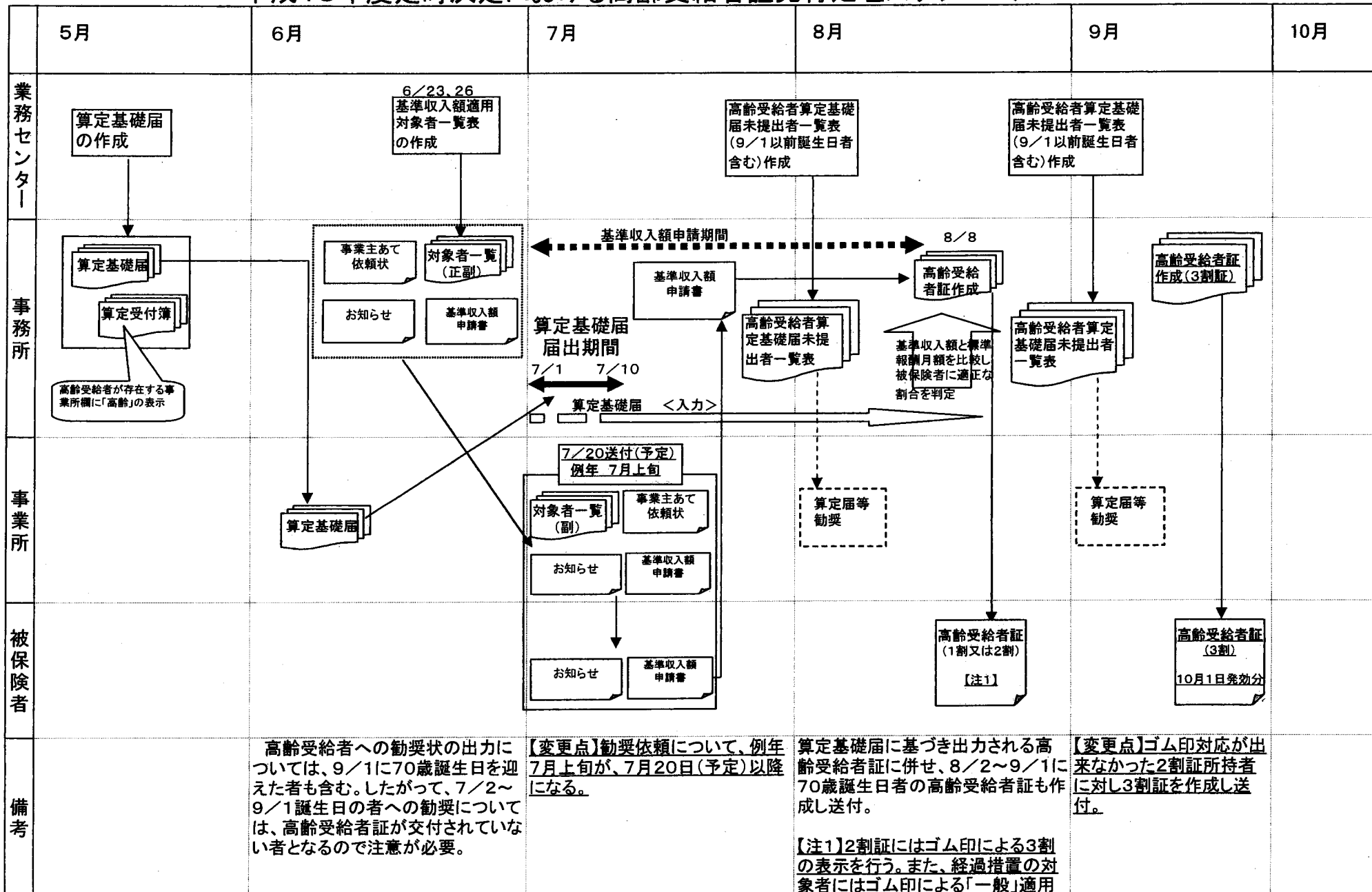
- 2 保険料徴収への取組

- 3 高額療養費該当者へのお知らせの送付

- 4 保健事業

- 5 船員保険の見直し

平成18年度定時決定における高齢受給者証発行処理スケジュール



※ 高齢者=70歳以上、高齢受給者=70歳以上で老人医療受給対象者除く。

平成17年度 未適用事業所に対する適用促進の実施状況について

1 適用促進対象事業所の選定の実施状況

- 対象事業所数 264,766 事業所 [※市場化テスト対象事務所分(別掲)は注2参照。以下同じ。]
- 適用促進対象事業所として選定した事業所数 124,510 事業所 [※]

2 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

	実施事業所数	指 導 結 果			
		適用に結びついた事業所数	適用に至っていない事業所数	適用済であった事業所数	適用対象外等事業所数
文書加入指導	125,757	2,505	96,598	10,290	16,364
巡回説明[※]	67,239	1,774	32,091	4,583	28,791
呼出加入指導	8,563	332	7,658	102	471
戸別訪問等加入指導	4,013	239	3,294	67	413
職 権 適 用	(事業所数) 11	(被保険者数) 81			

3 適用に至っていない事業所数 (平成18年3月末現在)

事業所数	従 業 員 規 模					*()は構成割合
	5人未満	5人～9人	10人～14人	15人～19人	20人以上	
63,539	47,362 (74.5%)	11,721 (18.5%)	2,677 (4.2%)	884 (1.4%)	895 (1.4%)	

* 上記の事業所数は、平成17年度以前の適用促進事業の結果、適用に至っていない事業所として把握したものを含む。

(注1) 上記は、市場化テストの対象となっている5社会保険事務所を除く、307社会保険事務所の状況を集計したもの。

(注2) 市場化テストの対象となっている5社会保険事務所の実施状況の概要。

- ① 適用促進対象事業所の選定の実施状況
 - ・ 対象事業所数 5,795事業所
 - ・ 適用促進対象事業所として選定した事業所数 4,039事業所

② 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

巡回説明	(実施事業所数)	(適用に結びついた事業所数)	(適用に至っていない事業所数)	(適用済等であった事業所数)
	2,367	223	888	1,256